

(別記)

令和5年度常陸太田地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

常陸太田地域は、茨城県北部に位置し県内最大の面積を有している。上質なコシヒカリの産地としての水田が広がっており、北部の山間部では、畑作による露地野菜の栽培に加え、全国に誇ることのできる常陸秋そばの産地として、生産拡大に努めている。

しかし、中山間地域に見られる農家の高齢化がかなり進んでおり、耕作放棄地も年々増加している。農家戸数の減少もみられ、戸々の経営耕地が小さく産出額も低いものとなっている。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

農家の高齢化により農家戸数は減少傾向にあり、この状態が続けば耕作放棄地が拡大し地域の農業が衰退する恐れがある。このような状況にならないため、主食米から高収益作物等への転換、野菜等については少量多種生産による道の駅等への販売、需要が伸びている花卉・花木、低コストの取り組みによる新市場開拓用米、飼料用米等の収益力向上に向けた取り組みの拡大を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

水田については、一部の地域では基盤整備が完了し水田として活用されている状況にあり、作業効率の向上が見込まれることから、飼料用米、新市場開拓用米等の取組を進める。

また、長年畑作物のみを生産し続けている水田を台帳から拾い上げ、現地確認等を行い、ブロックローテーション体系の構築ができないか生産者に検討するとともに、実施できないときは、畑地化を進める。

4 作物ごとの取組方針等

市内の約3,467畝の水田について、地域実情に応じ適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用しながら、作物生産の維持・拡大を図る。

(1) 主食用米

売れる米作りの徹底によって、他地域との差別化を図り、JA等集荷業者と連携を取り、需要に応じた付加価値の高い米の生産・流通体制の確立を推進する。

(2) 備蓄米

集荷団体と連携し、備蓄米制度の趣旨に基づき県優先枠の確保に努めるとともに、主食用米の需要動向等を注視し、県優先枠の範囲内で畑作物の導入が困難な排水不良田での作付を推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要減が見込まれる中、飼料用米を転作作物の中心作物に位置づける。また、飼料用米の生産拡大にあたっては、国からの産地交付金を活用しての推

進、団地化の推進及び低コスト化の取組（立毛乾燥や直播栽培等）、耕畜連携を推進しながら、作付拡大を図る。

イ 米粉用米

学校給食を中心とした米粉の需要拡大及び消費拡大に努め、団地化の推進及び低コスト化の取組（立毛乾燥や直播栽培等）を推進しながら需要に応じた生産数量を確保し地域活性化を図る。

ウ 新市場開拓用米

各種補助事業を活用し、農業者の組織化や輸出提携先と農業者とのマッチング支援、意欲ある農業者の収益力向上に資する設備等の導入支援を進め、団地化の推進及び低コスト化の取組（疎植栽培、立毛乾燥等）を推進しながら米輸出の産地体制づくりを支援する。

エ WCS 用稲

麦、大豆等の連作障害を回避するため、地元畜産農家との連携を推進して、産地交付金を活用しながら、団地化の推進及び低コスト化の取組（立毛乾燥や直播栽培等）を推進しながら自給粗飼料の確保のため約 24ha まで栽培面積の拡大を目指す。

オ 加工用米

畑作物の導入が困難な排水不良田を中心に作付を推進するとともに、全国集荷団体等を通じた複数年契約を拡大し、安定した供給先を確保する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦・大豆は、基幹となる畑作物であり、かつ、水田フル活用に向けた取り組みを推進する上でも欠くことのできない作物であるため、二毛作、ブロックローテーションを推進し、生産コストの低減を図る。

実需者ニーズに応じて、品種については、小麦は「さとのそら」、大豆は「里のほほえみ」を推奨して、転作作物として更なる作付拡大を図る。

飼料作物は、畜産農家の自家利用を中心に、二毛作、水田を活用した飼料作物の生産を推進し、飼料自給率向上につながる取り組みとして作付拡大を図る。

(5) そば、なたね

「常陸秋そば」については、湿害対策や栽培技術の高位平準化を推進し、品質の向上を図り、所得の向上による経営安定を目指す。

なたねについては、地域の実需者との契約に基づき振興を図る。

二毛作の取り組みを推進し、対象作物の作付け増加、食料自給率の向上を図る。

(6) 地力増進作物

「レッドクローバー・レンゲ・すきこみ麦」を中心に、連作障害等による農地の地力低下の軽減を図り、次期作の収量向上を図る取組として推進する。

(7) 高収益作物

① (野菜)

販売先も確立されており、作付を維持する事も必要である観点から、「なす」、「かぼちゃ」、「ねぎ」、「その他野菜」を振興品目として作付拡大を推進する。

②（花き・花木）

販売先も確立されており、作付を維持する事も必要である観点から、「花桃」を中心に、振興品目として推進する。

③（果樹）

非主食用米等の作付が困難な農地において、不作付地の解消を推進する観点から、振興品目として推進する。

④（雑穀）

販売先も確立されており、作付を維持する事も必要である観点から、「エゴマ」、「モチキビ」、「ヒエ」、「ごま」、「その他雑穀」を振興品目として推進する。

⑤（豆類）

販売先も確立されており、作付を維持する事も必要である観点から、「小豆」、「落花生」、「インゲン」、「その他豆類」を振興品目として推進する。

⑥（加工用青刈り稲・茶・たばこ等）

地元業者等において、しめ縄用として需要のある「加工用青刈り稲」を中心に、振興品目として推進する。

⑦（湛水性野菜）

販売先も確立されており、作付を維持する事も必要である観点から、「れんこん」、「せり」、「クレソン」、「その他湛水性野菜」を振興品目として推進する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和6年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	2,117.4	0.0	2,116.0	0.0	2,116.0	0.0
備蓄米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飼料用米	348.2	0.0	339.3	0.0	339.3	0.0
米粉用米	0.7	0.0	0.7	0.0	0.7	0.0
新市場開拓用米	20.4	0.0	31.0	0.0	31.0	0.0
WCS用稲	20.8	0.0	24.0	0.0	24.0	0.0
加工用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
麦	72.0	0.0	63.0	0.0	63.0	0.0
大豆	3.4	2.5	3.5	3.1	3.5	3.1
飼料作物	13.3	0.0	22.0	0.0	22.0	0.0
・子実用とうもろこし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば	72.0	54.8	73.0	58.0	73.0	58.0
なたね	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地力増進作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高収益作物	83.8	0.0	85.3	0.0	85.3	0.0
・野菜	26.5	0.0	28.0	0.0	28.0	0.0
・花き・花木	7.4	0.0	7.3	0.0	7.3	0.0
・果樹	47.9	0.0	48.0	0.0	48.0	0.0
・その他の高収益作物	2.0	0.0	2.0	0.0	2.0	0.0
その他	0.4	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0
・雑穀	0.4	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0
畑地化	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	40.0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1-1, 2, 3, 4	豆類（小豆、落花生、インゲン）、果樹、加工用青刈り稲・茶等（果樹全般、その他果樹、加工用青刈り稲、茶等）、野菜、花き・花木、雑穀（野菜全般、その他野菜、花き・花木全般、その他花き・花木、エゴマ、モチキビ、ヒエ、ごま、モロコシ）、湛水性野菜（れんこん、せり、クレソン、その他湛水性野菜）※基幹作のみ	地域振興作物助成	地域振興作物取組面積 (ha)	(R4年度) 16.0	(R5年度) 17.5
2-1, 2	米粉用米、飼料用米、WCS用稲、※基幹作のみ 新市場開拓用米※基幹作のみ	新規需要米生産性向上等の取組助成	米粉用、飼料用米、WCS用稲、新市場開拓用米取組面積 (ha)	(R4年度) 390.1	(R5年度) 395.0
3	飼料用米生産ほ場の稲わら及びわら専用稲（わら利用の取組）、WCS用稲（資源循環の取組）、飼料作物（水田放牧の取組）※基幹作のみ	耕畜連携助成	農地の高度利用面積 (ha)	(R4年度) 63.9	(R5年度) 65.4
4	大豆、飼料作物、そば、なたね ※二毛作のみ	二毛作助成	二毛作の導入面積 (ha)	(R4年度) 57.3	(R5年度) 61.1
5	米粉用米、飼料用米、WCS用稲、新市場開拓用米 ※基幹作のみ	新規需要米団地化形成加算	新規需要米団地化面積 (ha)	(R4年度) 332.8	(R5年度) 340.0

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

新様式(公表用)

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:常陸太田地域農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1-1	地域振興作物助成	1	11,800	小豆、落花生、インゲン	・収穫し、販売を行うこと。
1-2	地域振興作物助成	1	6,800	果樹全般、その他果樹、加工用青刈り稲、茶等	・収穫し、販売を行うこと。 ・果樹については、新植、改植、品種の挙更新の初年度を含めて4年が対象期間。
1-3	地域振興作物助成	1	5,800	野菜全般、その他野菜、花き・花木全般、その他花き・花木、エゴマ、モチキビ、ヒエ、ごま、モロコシ	・収穫し、販売を行うこと。
1-4	地域振興作物助成	1	2,800	れんこん、せり、クレソン、その他湛水性野菜	・収穫し、販売を行うこと。
2-1	新規需要米生産性向上等の取組助成	1	2,200	米粉用米、飼料用米、WCS用稲	・多収品種の導入。 ・コスト低減の取組。 ・共同乾燥調製施設(CE・RC)の活用など
2-2	新規需要米生産性向上等の取組助成	1	2,200	新市場開拓用米	・コスト低減の取組。 ・共同乾燥調製施設(CE・RC)の活用など
3	耕畜連携助成	3	6,300	飼料用米生産ほ場の稲わら及びわら専用稲(わら利用の取組)、WCS用稲(資源循環の取組)、飼料作物(水田放牧の取組)	・飼料用米生産ほ場の稲わら利用及びわら専用稲の生産 ・WCS用稲生産水田への堆肥散布 ・飼料作物生産水田における牛の放牧
4	二毛作助成	2	8,400	大豆、飼料作物、そば、なたね	・対象作物と主食用米 ・対象作物と対象作物 ・対象作物と麦(小麦・二条大麦・六条大麦)の組み合わせ
5	新規需要米団地化形成加算	1	1,100	米粉用米、飼料用米、WCS用稲、新市場開拓用米	当協議会が定める「新規需要米推進地区(概ね5ha以上とし、中山間地域は概ね3.5ha以上)」において、作付けを実施

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

地域振興作物(高収益作物)の助成対象作物及び助成単価

※同一ほ場で、同一年度内に同一作物を複数回栽培した場合は、基幹作として整理した1回のみを本助成の対象とする。

※同一ほ場で、同一年度内に複数の作物を栽培した場合は、基幹作として整理したひとつの作物のみを本助成の対象とする。

※助成対象作物は、令和5年産(令和5年4月1日～令和6年3月31日までに収穫した作物)とする。

ただし、生育期間に該当する作物である場合等、※印が記載されている作物については、要件を満たすことにより本助成の対象とする。

○豆類(整理番号1-1) 11,800 円/10a)

小豆、落花生、インゲン

○果樹,加工用青刈り稲・茶等(整理番号1-2) 6,800 円/10a)

果樹全般、その他果樹、加工用青刈り稲・茶等

※令和5年度が生育期間に当たる場合には、次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥培管理等を行うことを条件とする。

なお、助成対象期間については、生育期間の開始年度を含めて連続4年間までとする。注:生育期間の開始年度とは、新植・改植・品種の一挙更新を目的とした接ぎ木をした年度をいう。

※加工用青刈り稲は、新規需要米取組計画の認定を受けていることを条件とする。

○野菜、花き・花木、雑穀(整理番号1-3) 5,800 円/10a)

野菜全般、その他野菜、花き・花木全般、その他花き・花木、エゴマ、モチキビ、ヒエ、ごま、モロコシ

○湛水性野菜(整理番号1-4) 2,800 円/10a)

れんこん、せり、クレソン、その他湛水性野菜

別添2(新規需要米)

米粉用米・飼料用米・WCS用稲・新市場開拓用米の生産性向上等の取組に係る取組条件の詳細について

- 経営所得安定対策等実施要綱の要件を満たすものを助成対象とする。
- 取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜各地域農業再生協議会において、客観的に確認できる方法で確認する。
- 取組の具体的内容は、すべての交付申請者が取り組むものとする。
- 助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付を行ったほ場のみとする。
- 米粉用米・飼料用米・WCS用稲・新市場開拓用米の生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つに取組めば加算の対象とする。

	取組条件	具体的内容	確認書類等
コスト低減の取組	温湯種子消毒	・ 水稻種子の温湯種子消毒（60度・10分等）を行う。 ・ 温湯種子消毒した種子又は温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・ 作業日誌 ・ 温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票
	高密度播種育苗	・ 1箱当たりの播種量を増やし(250～300g 程度)移植時の使用箱数を削減する。	・ 作業日誌 ・ 育苗時写真
	プール育苗	・ 簡易水槽により常に水が張っている状態で苗を育てる。	・ 作業日誌 ・ 育苗時写真
	堆肥施用	・ 堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 堆肥：排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞乾燥豚ふん等。 地力増進法において土壌改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カス、ダイスカス、ナタネカス等は含まない。	・ 作業日誌 ・ 購入伝票
	側条施肥	・ 田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する。	・ 作業日誌 ・ 作業写真
	低成分肥料(単肥配合を含む。)施肥	・ 土壌診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料)を利用する。この肥料には、農業者等が自ら単肥を配合したものも含む。	・ 作業日誌 ・ 診断結果 ・ 購入伝票
	流し込み施肥	・ 追肥として、肥料をかながい水と一緒に流し込む。	・ 作業日誌 ・ 購入伝票
	疎植栽培	・ 50株/坪 以下(株間22cm以上)で田植える。	・ 作業日誌 ・ 栽培写真
	立毛乾燥	・ 通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる。乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 成熟期の目安 あきたこまち：出穂後30～35日 コシヒカリ：出穂後35～40日	・ 作業日誌
	不耕起田植技術	・ 耕起・代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	・ 作業日誌 ・ 作業写真
	可変施肥機の利用	・ 収量の安定を図るため、生育ムラをなくすよう施肥量の増減を行う。	・ 作業日誌 ・ 作業写真
	ドローン等の活用による施肥・農薬散布	・ 農業者自らがラジコンヘリやドローンの活用によって空中散布を行う。	・ 作業日誌 ・ 作業写真
フレコン出荷(自家利用でのフレコン管理含む。)	・ 計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行う。 ・ 自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行う。	・ 作業日誌 ・ 出荷伝票	
作業の効率化	連坦化	・ 概ね2ha以上の連坦団地で対象作物の作付けを行う。	・ 作業日誌 ・ 圃場位置図
	共同乾燥調製施設(CE・RC)の活用	・ 品質の均一性及び作業の効率化を図るため、共同乾燥調製施設を活用する。	・ 使用料の明細
	人・農地プランに掲げられた担い手(農地の集積)	・ 各地域における農業の担い手であり、かつ、農地を集積している。	・ 人・農地プラン ・ 営農計画書
組織的な取組	集落営農	・ 代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行う。	・ 規約(写) ・ 通帳(写)
	生産組合	・ 農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員であること。	・ 規約(写) ・ 組合員名簿
	共同計算の取組	・ 受領代理するための共同計算を行う地域の取組主体(生産者団体・集出荷団体等)の組合員であること。	・ 出荷契約書(写) ・ 組合員名簿

WCS用稲専用品種の導入	<p>(稲発酵粗飼料生産・給与マニュアル(令和2年3月)及び令和5年播種用飼料イネの栽培と品種特性掲載品種)</p> <p>うしゆたか、クサホナミ、タチアオバ、たちあやか、たちじょうぶ、たちはやて、べこあおば、べこごのみ、ホシアオバ、ミナミユタカ、モグモグあおば、モミロマン、リーフスター、ルリアオバ、夢あおば、つきすずか、つきことか、きたげんき、つきはやか、つきあやか (全21品種)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・購入伝票 ・自家用種子の場合は、増殖実績が分かる書類及び導入当初の種子の購入伝票
飼料用米専用品種の導入	<p>(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(令和5年3月31日付け4農産第5189号)別紙1別表品種)</p> <p>いわいだいら、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、笑みたわわ、亜細亜のかおり、知事特認品種(月の光、あきだわら) (全23品種)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・購入伝票 ・自家用種子の場合は、増殖実績が分かる書類及び導入当初の種子の購入伝票
米粉用米専用品種の導入	<p>国から示された米粉用米の専用品種を作付けすること。</p> <p>北瑞穂、ふくのこ、ミズホチカラ、笑みたわわ、亜細亜のかおり、ほしのこ、こなだもん、越のかおり、あみちゃんまい(全9品種)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・購入伝票 ・自家用種子の場合は、増殖実績が分かる書類及び導入当初の種子の購入伝票

別添3(耕畜連携)

耕畜連携(わら利用の取組・資源循環の取組・水田放牧の取組)に係る取組条件の詳細について

本事業の交付対象となる取組は以下のとおりとします。なお、同一の水田において複数の取組を行う場合においては、いずれか一つの取組を選択するものとします。

取組内容	取組要件	確認資料等
1. わら利用の取組(飼料用米生産ほ場の稲わら利用及びわら専用稲の生産の取組)	<p>利用供給協定または自家利用供給計画に基づき実施する飼料用米生産ほ場の稲わら利用及びわら専用稲の生産の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携の相手方となる者との間に、3年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)すること。 ・対象農地であることについては、当年産において、飼料用米及びわら専用稲の作付が行われる水田であること。 ・取組要件については、そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付けであること。 また、刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定書又は自家利用供給計画書に定める時期としていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用供給協定書または自家利用供給計画書 ・出荷販売伝票または給餌日誌
2. 資源循環(WCS用稲生産水田への堆肥散布の取組)	<p>水田で生産されたWCS用稲の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥をWCS用稲を作付けする又は作付けした水田に施肥する取組であって、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携の相手方となる者との間に、3年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)すること。 ・当該年度における堆肥の散布の取組であること。 ・散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産されたWCS用稲の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。 ・堆肥を散布する者は、水田で生産されたWCS用稲の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者(WCS用稲への堆肥散布の取組の交付対象者を除きます。)であること。 ・同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。 (注)WCS用稲については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用供給協定書 ・出荷販売伝票(粗飼料作物等) ・堆肥散布日誌 ・耕種農家以外への堆肥散布委託契約書(※第三者へ委託する場合のみ。ただし、利用供給協定書に記載があれば不要)
3. 水田放牧(飼料作物生産水田における牛の放牧の取組)	<p>利用供給協定または自家利用供給計画に基づき実施する飼料作物の作付水田における牛の放牧の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携の相手方となる者との間に、3年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)すること。 ・当該年度における放牧の取組であること。 ・1ha当たりの放牧頭数が成牛換算で2頭以上であること。なお、成牛換算においては、育成牛2頭あたり成牛1頭とします。 ・対象牛は、おおむね24か月齢以上の成牛又は8か月齢以上の育成牛であること。 ・地域における適正な放牧密度により放牧が実施されるものであり、かつ、1ha当たり延べ放牧頭数が180頭日以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用供給協定書または自家利用供給計画書 ・出荷販売伝票(畜産農家等牛)または農作業日誌(自家牛) ・放牧頭数、放牧期間等が把握できる日誌

※利用供給協定に含まれるべき事項

各取組における利用供給協定書または自家利用供給計画書については、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載する。

1. わら利用(わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組)
 - (1)取組の内容 (2)わらを生産する者 (3)わらを収集する者 (4)わらを利用する者 (5)ほ場の場所及び面積 (6)刈取り時期 (7)利用供給協定締結期間 (8)わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担) (9)その他必要な事項
2. 資源循環(飼料生産水田へのたい肥散布の取組)
 - (1)取組の内容 (2)供給される飼料作物の種類 (3)飼料作物を生産する者 (4)堆肥を散布する者 (5)ほ場の場所及び面積 (6)刈取り時期(7)堆肥の散布時期及び量 (8)利用供給協定締結期間 (9)堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担) (10)その他必要な事項
3. 水田放牧(水田における牛の放牧の取組)
 - (1)取組の内容 (2)飼料作物を生産する者 (3)牛群を管理する者 (4)ほ場の場所及び面積 (5)牛の入退牧の時期及び放牧頭数 (6)利用供給協定締結期間 (7)水田放牧の条件(作業分担及び品代・経費の負担) (8)その他必要な事項

別添4(新規需要米推進地区)

団地番号	字 名	備考
1	赤土町・上利員町・中利員町・下利員町・岩手町・千寿町・高柿町・箕町	金砂郷①
2	竹合町・大方町・花房町・新地町・松栄町・葉谷町	金砂郷②
3	芦間町・玉造町・久米町	金砂郷③
4	大里町・中野町・小島町	金砂郷④
5	磯部町・谷河原町・稲木町・天神林町・上河合町・下河合町・藤田町・島町・粟原町	常陸太田①
6	山下町・木崎二町・金井町・三才町・西宮町・田渡町・田渡町・幡町・新宿町・中城町・馬場町 増井町・瑞龍町・里野宮町・白羽町・茅根町・常福地町・	常陸太田②
7	小沢町・内田町・沢目町・岡田町(一部)・落合町・堅磐町・上土木内町・小目町(一部)	常陸太田③
8	長谷町・高貫町・岡田町(一部)・小目町(一部)・真弓町・亀作町・大森町	常陸太田④
9	春友町・町屋町	常陸太田⑤
10	上深荻町・小菅町・大菅町・折橋町・大中町・小中町・小妻町・徳田町・里川町	里美
11	東連地町・和田町・松平町・棚谷町・国安町・和久町・町田町・西染町・中染町・東染町 天下野町・下高倉町	水府